

早島町立早島中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- 本校のいじめの認知件数は、年間十数件程度で推移している。小学校からメンバーが変わっていないにも関わらず、1学期や夏休み明け等、早い時期にいじめの事案が発生している。人間関係に変化がないため、今までの関係を改善していくことが難しいのが現状である。また、生徒の多くがスマートフォンやタブレット等でネットを利用しているため、SNS等への書き込みなどによるトラブルが年々増加傾向にある。担任や学年団、生徒指導担当者を中心にいじめ問題への対応を行っているが、全てを十分に把握できていないと感じている。校内の体制を整えるとともに、外部の関係機関とも連携を密にして取り組んでいきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事の他、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。
- いじめの未然防止に向け、生徒会活動をはじめ、主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- いじめに関するアンケートを毎月実施し、いじめを早期発見できるように努める。またそこで得た情報を、教職員間で共有を図る。
- 毎週1回生徒指導委員会を開き、管理職や養護教諭、教育相談係、SSWと連携し、気になる生徒の情報交換を行うことで、適切な対応ができるようにする。

＜重点となる取り組み＞

「人権週間」において、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- いじめ防止基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- はやし学園運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- 学校便りやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を掲載し、活用を促す。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

＜対策委員会の役割＞

基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

年3回開催

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞

・校外

・SC SSW

・校内

校長、教頭、教務、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談係、人権教育担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

早島町教育委員会

＜連携の内容＞

ネットパトロールによる監視

＜学校側の窓口＞

教頭

＜連携機関名＞

倉敷警察署、倉敷児童相談所

＜連携の内容＞

定期的な情報交換、非行防止教室の実施

＜学校側の窓口＞

生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	(道徳教育) - 道徳教育を充実させること。各教科でも重点目標を意識した授業を実践するように周知する。 (教職員研修) - 教職員がいじめについての認識を統一し、いじめの防止や解決に向けて協働して取り組むための研修会を行う。 (生徒会活動) - 人権週間において、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する等、主体的な活動を推進する。 (居場所づくり) - 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) - ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。
② 早 期 発 見	(実態把握) - 生徒の実態把握のためのアンケートを毎月実施するとともに、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子や悩みなどを十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) - 全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) - 生徒の気になる変化や行為があった場合、校務支援システム(スズキ校務)に入力し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。いじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することを教職員に周知する。 (家庭への啓発) - 積極的ないじめの認知につながるよう、学年通信などで、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) - 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。必要に応じて関係機関に連絡し、連携を図る。 (いじめられた生徒への支援) - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。また、いじめをうけた後、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談などにより確認し、3カ月以上継続的に見守っていく指導を徹底する。 (いじめた生徒への指導) - いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること。相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。